

【田野畑村】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	185	172	161	141	127
② 予備機を含む 整備上限台数	212	197	185	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	0	161	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	0	161	0	0
⑤ 累積更新率	0	0	100	100	100
⑥ 予備機整備台数	0	0	24	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	24	0	0
⑧ 予備機整備率	0	0	14.9	0	0
<p>確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①の児童生徒数は、村内小中学校児童生徒数の合計である。 ・予備機については、国の補助金上限の15%を最大で活用する。 <p>(端末の整備・更新計画の考え方)</p> <p>GIGA第1期において令和2年度に整備した端末について、令和7年度末で5年が経過することから更新を行うものである。</p> <p>今後、児童生徒の増加があった場合は、当面は予備機による対応とし、運用に影響がある増加分については予算化ののち購入する。</p> <p>(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)</p> <p>○基本的な方針</p> <p>基本的なデータ消去を行った上で、教員の指導用端末としての活用やその他職員の業務用端末としての活用、さらに田野畑村教育委員会所管の施設において活用する。それ以外の端末については、業者委託にて端末データの削除を証明する書類の提出を求め、リユースまたは再資源化を行う。</p> <p>○対象台数：230台</p> <p>○処分方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村教育委員会職員がデータ消去の上、学校・公共施設で再利用 180台 ・資源有効利用促進法の製造事業者にてデータ消去・再使用・再資源化を委託： 50台 					

○スケジュール（予定）

- | | |
|-----------|---------------------|
| 令和8年12月 | 新規端末の整備 |
| 令和9年1月 | 新規端末の使用開始 使用済端末保管 |
| 令和9年1月～2月 | 再利用端末のデータ消去作業、再利用開始 |
| 令和9年2月 | 処分事業者選定 |
| 令和9年3月 | 使用済端末の事業者への引き渡し |

○その他特記事項

令和7年10月にサポートが終了となる現行端末のOS（Windows10）については、有償のESU（拡張セキュリティ更新プログラム）を購入し、サポート終了後も引き続き重要なセキュリティ更新プログラム受け取れるよう対応する。